

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第2320号)

令和2年4月24日

横情審答申第2320号  
令和2年4月24日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成30年12月5日建市第1973号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定市営住宅 平成24年 建築局市営住宅課 目的外使用書（変更等）」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「特定市営住宅 平成24年 建築局市営住宅課 目的外使用書（変更等）」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「特定市営住宅 平成24年 建築局市営住宅課 目的外使用書（変更等）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成30年10月31日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 特定市営住宅の共用部分について、平成22年に行政財産の目的外使用許可をしており、現在においても当該許可は有効となっている。
- (2) また、当該許可の数量、用途等に変更がなく、使用者（特定市営住宅の自治会。以下「自治会」という。）から変更についての申請も受けていないことから、特定市営住宅の共用部分の許可内容の変更に関する許可書を作成しておらず、保有もしていないため、非開示とした。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 非開示を取り消し、対象文書を特定し、開示を求める。
- (2) 実施機関は、植木鉢の設置を認めないために、許可物件を「花壇等」とした平成22年6月30日横浜市建住管指令第48号による行政財産目的外使用許可書（以下「平成22年使用許可書」という。）を交付している。その後、平成24年に実施機関職員が植木鉢を認めるように許可物件を変更したことを口頭で自治会に伝えた。そうであれば、植木鉢も許可物件に含まれるように許可内容の変更をするための行政財産

目的外使用許可申請書が平成24年に提出されているはずである。

- (3) 今現在も植木鉢の設置を認めているなら、文書がないのはおかしい。許可内容を変更した行政財産目的外使用許可書がないにもかかわらず、植木鉢を置いていることは、違反状態ではないのか。
- (4) 実施機関は弁明書において、審査請求人に対して、一般的な説明に終始している。これは、一方的な主張であり、弁明と認められないし、処分庁が一貫して行ってきた不誠実対応と何ら変わってない。問題点をあいまいにし不都合な真実を回避しようとしている。
- (5) 平成22年に、当時の建築局住宅部市営住宅課（以下「市営住宅課」という。）課長が平成22年使用許可書の許可物件に植木鉢は含まれないと口頭で説明した。その後、平成24年に、当時の市営住宅課の係長が許可物件に植木鉢も含むように変更したことを口頭で説明した。許可物件を変更したのであれば、平成24年に新たに行政財産目的外使用許可書を交付しているはずである。
- (6) 現在では、平成22年使用許可書の使用許可部分以外の場所に花壇や植木鉢が設置されているにもかかわらず、現状が反映された行政財産目的外使用許可書が交付されていないのはおかしい。

## 5 審査会の判断

### (1) 行政財産目的外使用許可に係る事務について

行政財産とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第4項では、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第4項）。地方自治法第238条の4第7項では、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と規定している。

市営住宅課が所管する市営住宅用地やその他管理用地は行政財産であり、市営住宅課では、これらの行政財産の使用許可の申請があったときは、横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）と横浜市行政財産の目的外使用許可の利用者の決定及び使用許可の取消しに関する要綱（平成24年4月施行）に基づく審査を行い、行政財産の目的外使用を許可し、行政財産目的外使用許可書を交付している。

### (2) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、平成24年に交付された特定市営住宅の行政財産目的外使用許可書である。

イ 実施機関は、平成24年には行政財産目的外使用許可申請がされていないため、本件審査請求文書は作成しておらず、保有していないとして非開示としている。

ウ なお、審査請求人は、本件開示請求において本件審査請求文書に加え、「特定市営住宅 平成22年 建築局市営住宅課 目的外使用書（変更等）」を請求しており、これに対して、実施機関は、平成22年使用許可書を特定し、一部開示している。

エ 平成22年使用許可書では、使用を許可する物件の名称を「花壇等」としており、使用許可期間は、許可の日（平成22年6月30日）から平成23年3月31日までとなっている。また、使用許可期間は、「期間満了後引き続き使用する場合は、本市の許可取り消しがなければ、引き続き1箇年延長し、以後この例によるものとします。」と平成22年使用許可書に記載されている。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、本件審査請求文書を保有していないと説明しているため、当審査会で令和2年1月24日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 特定市営住宅の共用部分に植木鉢を置くことについては、平成22年使用許可書によって使用許可をしているものと認識している。明確な定義があるわけではないが、植木鉢は「花壇等」のうちの「等」に含まれるものであると認識している。実施機関としては、平成22年使用許可書の許可内容のまま、使用許可期間を現在まで毎年、1箇年ずつ延長しており、許可内容を途中で変更したことはない。

(イ) 平成23年度及び平成24年度に特定市営住宅を担当していた市営住宅課係長に、平成22年使用許可書の許可内容を変更した事実はないことを確認している。

(ウ) 行政財産の目的外使用許可については、申請に基づいて行うものなので、申請がされなければ、当然のことながら行政財産目的外使用許可書も存在しない。申請がないのに許可内容を変更した行政財産目的外使用許可書を交付することはない。

(エ) 特定市営住宅では、平成22年以前は、共用部分に花壇や植木鉢が許可なく設置されており、その違反状態を治癒するために、自治会に適正な手続（行政財産目的外使用許可申請）をさせただけで、平成22年使用許可書により、特定市営住宅の共用部分への花壇や植木鉢の設置を許可した。

(オ) 平成30年に現地を調査した際に、平成22年使用許可書の使用許可部分以外に花壇や植木鉢が設置されている例が若干見受けられた。しかしながら、避難経路に設置されているなど安全上支障があるもの以外については、数が少なく、早急な危険はないため、撤去等の指導はしていない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 平成22年使用許可書では、使用を許可する物件の名称として「花壇等」と記載されている。実施機関によれば、上記ア(ア)のとおり、植木鉢もこの「花壇等」に含まれ、平成22年から現在まで許可内容を変更した事実はないとのことであった。

(イ) 花壇も植木鉢も植物によって市営住宅の共用部分を活用するものであり、平成22年使用許可書に使用を許可する物件の名称として記載されている「花壇等」に植木鉢も含まれるという実施機関の説明は、是認できる。

したがって、平成22年使用許可書では、植木鉢についても特定市営住宅の共用部分への設置を許可していたものと推測される。

(ウ) 平成22年使用許可書の使用許可期間は、(2)エのとおりであり、実施機関によれば、平成22年使用許可書の許可内容から変更なく、現在まで毎年、1箇年ずつ延長しているとのことである。

(エ) したがって、平成22年使用許可書で植木鉢の設置を認めていたという実施機関の説明を前提とすれば、平成24年に新たに行政財産目的外使用許可申請が提出されたとは考え難く、本件審査請求文書は作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は是認できる。

(オ) なお、審査請求人は、4(5)のとおり、平成24年当時の係長が、許可物件に植木鉢を含むように変更したことを口頭で説明したのだから、平成24年に許可内容の変更をする行政財産目的外使用許可書が交付されていないのはおかしいと主張しているが、それを裏付ける事情は見当たらない。

また、審査請求人は、4(6)のとおり、平成22年使用許可書の許可内容と特定市営住宅の現状が異なっている旨も主張しているが、本件審査請求文書の存在の有無とは直接関係なく、当審査会の判断を左右するものではない。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年12月5日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成31年1月18日	・実施機関から反論書の写しを受理
平成31年1月22日 (第323回第一部会) 平成31年1月24日 (第243回第三部会) 平成31年1月25日 (第351回第二部会)	・諮問の報告
令和元年11月8日 (第369回第二部会)	・審議
令和元年12月6日 (第371回第二部会)	・審議
令和元年12月20日 (第372回第二部会)	・審議
令和2年1月24日 (第373回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
令和2年2月14日 (第374回第二部会)	・審議
令和2年2月28日 (第375回第二部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
令和2年3月13日 (第376回第二部会)	・審議
令和2年3月27日 (第377回第二部会)	・審議